

令和7年4月1日

技術管理課

豊田市発注工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行運用の手引き

1 目的

近年の建設業界では、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる費用に関する現場管理費の補正が試行されています。

豊田市発注工事においても労働環境の改善を図るため、愛知県が策定する「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」に準拠して熱中症対策に資する現場管理費の補正について試行します。

本手引きは、愛知県が策定する「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」の補足として、工事を発注する際の取扱い等を定めたものです。

なお、愛知県が策定する「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」及び本手引きにより難しい場合は、受発注者間で協議し、円滑な運用に努めてください。

2 対象工事

- (1) 令和7年4月1日以降に契約する市長部局発注の工事（公共建築工事は除く）
- (2) 主たる工種が屋外作業である工事

3 「愛知県 熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」の補足箇所

(1) 実施方法

試行対象工事とする場合、特記仕様書には以下のとおり記載する。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

なお、実施にあたっては、「愛知県 熱中症対策に資する現場管理費補正の実施方法」及び「豊田市発注工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行運用の手引き」に基づき行うものとする。